


ご遺族の方へ

この度のご不幸に際し、謹んで心よりお悔やみ申し上げます。
ここでは、亡くなられた方に関する手続の担当窓口をご案内いたします。

『死亡届出後の諸手続案内』をご覧ください、ご不明な点がありましたら事前に各担当課へお問い合わせください。

令和8年4月

志 木 市

 048-473-1111 (代表)

死亡届出後の諸手続案内

目次

1	住民登録に関する事	1
2	国民健康保険に関する事	1
3	後期高齢者医療保険に関する事	1
4	介護保険に関する事	2
5	高齢者福祉サービスに関する事	2
6	年金に関する事	3
7	税に関する事	4
8	児童・子どもに関する事	5
9	障がい福祉に関する事	6
10	上下水道に関する事	7
11	いろは健康ポイントに関する事	7
12	デマンド交通に関する事	7
13	市営住宅に関する事	7
14	旅券（パスポート）に関する事	8
15	お住まいだった住宅に関する事	8
16	市営墓地に関する事	8
17	犬の飼い主に関する事	8
18	相続手続のための相談窓口に関する事	8
19	その他市役所以外での手続き	9
20	おくやみ窓口に関する事	10

◇ご家族がお亡くなりになったときの、市役所での主な手順のご案内です。

◇各世帯の状況等により必要な手順は異なりますので、詳細については各担当窓口へお問い合わせください。

欄	手続きが必要な人	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点等	担当窓口
---	----------	--------	-----------	---------	------

1. 住民登録に関すること

<input type="checkbox"/>	3人以上の世帯で世帯主が亡くなった	世帯主変更届	・届出人の本人確認書類 個人番号（マイナンバー）カード・免許証・資格確認書等		1階 ①総合窓口課
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証（カード）を持っていた	印鑑登録証（カード）の返納	・印鑑登録証（カード）		
<input type="checkbox"/>	個人番号（マイナンバー）カードを持っていた	カードの返納	・個人番号（マイナンバー）カード	カード裏面に個人番号（マイナンバー）が記載されており、相続等の手順で必要になる場合があります。	

2. 国民健康保険に関すること

<input type="checkbox"/>	国民健康保険被保険者だった	<input type="checkbox"/> 葬祭費の支給申請	・葬祭を行った人（喪主）の氏名が記載された葬祭費用の領収書	※葬祭を行った日の翌日から2年以内	1階 ②保険年金課
			・葬祭を行った人（喪主）の振込先金融機関の口座のわかるもの	※他の健康保険の資格を失ってから3か月以内の人で以前の職場の健康保険組合から支給を受けることができる人には支給できません。	
		<input type="checkbox"/> 資格確認書の返還	・亡くなった人の資格確認書	※資格情報のお知らせは返還不要です。	
	<input type="checkbox"/> 各種受給者証の返還（該当する人のみ）	・限度額適用認定証 ・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証			

3. 後期高齢者医療保険に関すること

<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療被保険者だった	<input type="checkbox"/> 葬祭費の支給申請	・葬祭を行ったことを確認できる証明書類（会葬礼状または葬祭費用の領収書）	※葬祭を行った日の翌日から2年以内	1階 ②保険年金課
			・葬祭を行った人（喪主）の振込先金融機関の口座のわかるもの		
		<input type="checkbox"/> 代理受領者指定届	・代理受領者（法定相続人）の振込先金融機関の口座のわかるもの	※保険料の還付等を相続人代表として受領するための届出です。	
		<input type="checkbox"/> 資格確認書の返還	・亡くなった人の資格確認書		
	<input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証の返還（該当する人のみ）	・亡くなった人の特定疾病療養受療証			

◇ご家族がお亡くなりになったときの、市役所での主な手順のご案内です。

◇各世帯の状況等により必要な手順は異なりますので、詳細については各担当窓口へお問い合わせください。

欄	手続きが必要な人	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点等	担当窓口
---	----------	--------	-----------	---------	------

4. 介護保険に関すること

□	介護保険被保険者 だった	□代表受領者指定届	<ul style="list-style-type: none"> 代表受領者（法定相続人）の振込先金融機関の口座のわかるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ※保険料の還付等を相続人代表として受領するための届出です。 ※後期高齢者医療に「代理受領者指定届」を提出する方は不要です。 ※現年度の介護保険料の未納分や還付については別途郵送にてお知らせします。 	1階 ⑤長寿応援課
		□被保険者証の返還	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった人の被保険者証 		
		□各種受給者証の返還 (該当する人のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険負担限度額認定証 介護保険負担割合証 移送サービス受給資格者証 		

5. 高齢者福祉サービスに関すること

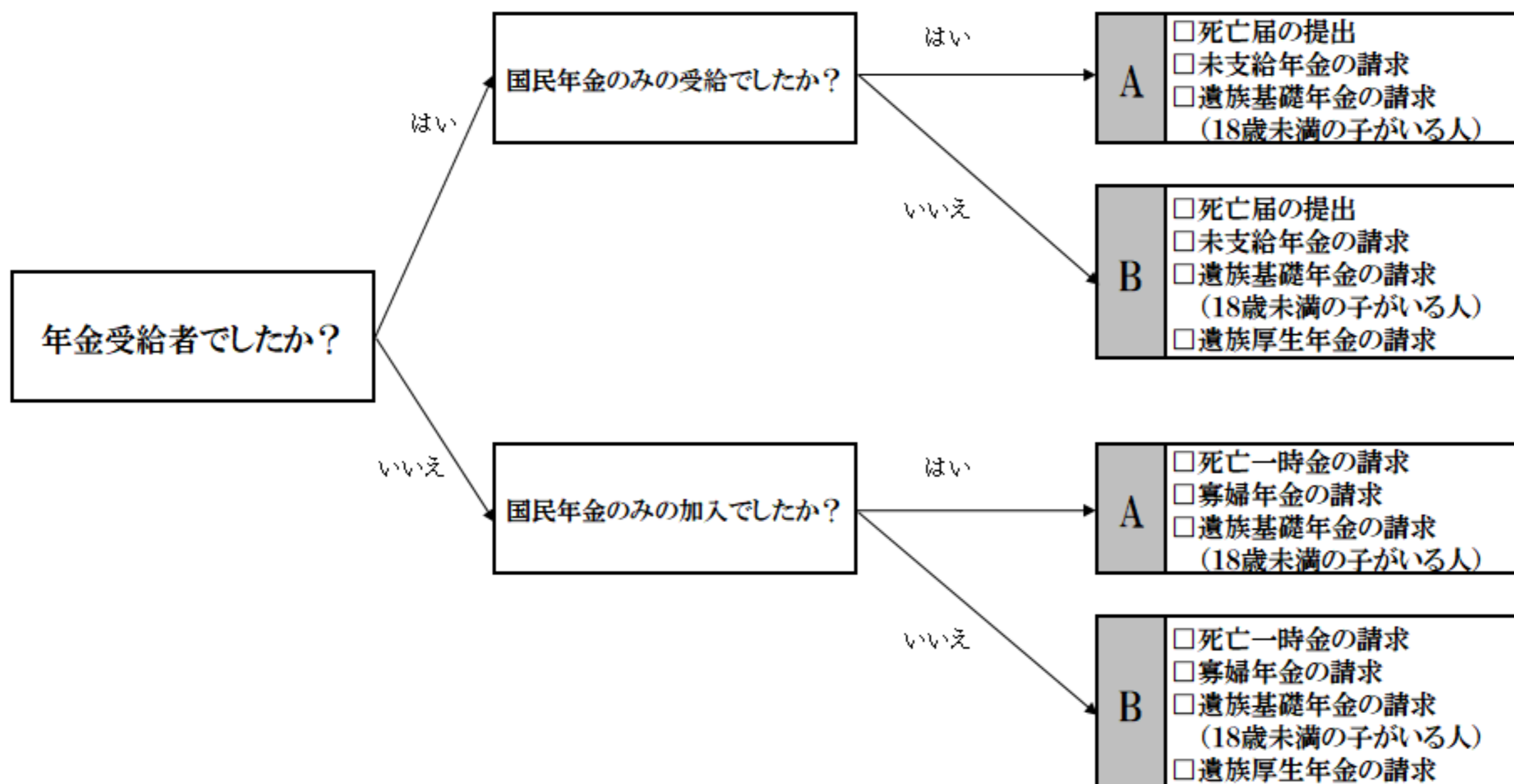
□	配食サービス 訪問理美容サービス 緊急時連絡システム 高齢者見守り通報システム を利用していた	各種サービス利用 廃止届		速やかに	1階 ⑤長寿応援課
□	徘徊高齢者家族支援事業 (位置探索システムの貸与) を利用していた		小型専用端末機 (GPS)		
□	徘徊高齢者家族支援事業 (見守りSOSステッカーの交付) 介護用品購入費支給 を受けていた				

◇ご家族がお亡くなりになったときの、市役所での主な手順のご案内です。

◇各世帯の状況等により必要な手順は異なりますので、詳細については各担当窓口へお問い合わせください。

欄	手続きが必要な人	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点等	担当窓口
---	----------	--------	-----------	---------	------

6. 年金に関すること



	担当窓口	手続きに必要なもの
A	志木市役所 1階 ②保険年金課	<input type="checkbox"/> マイナンバーカードまたは個人番号通知カード (請求者及び子) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (請求者が記載されているもの)
B	川越年金事務所 住所: 川越市脇田本町8-1 U PLACE 5階 電話: 049-242-2657 アクセス: 東武東上線「川越駅」 西口徒歩2分	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方が年金受給者の場合は年金証書、 年金未受給者の場合は年金手帳や基礎年金番号通知書 <input type="checkbox"/> 請求者名義の預金通帳 <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し

※共済年金に加入していた方・共済年金を受給していた方は、各共済組合または川越年金事務所にお問い合わせください。

※請求する手順の種類により、生計同一証明書、委任状、請求者の所得証明書、在学証明書等が必要になる場合があります。ご不明な点は担当課にお問い合わせください。

◇ご家族がお亡くなりになったときの、市役所での主な手順のご案内です。

◇各世帯の状況等により必要な手順は異なりますので、詳細については各担当窓口へお問い合わせください。

欄	手続きが必要な人	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点等	担当窓口
---	----------	--------	-----------	---------	------

7. 税に関すること

□	市税を納めていた	<input type="checkbox"/> 相続人代表指定届出 ・固定資産税・都市計画税 ・市県民税（普通徴収） ・軽自動車税（種別割） ・国民健康保険税		速やかに	2階 ⑤収納管理課
		<input type="checkbox"/> 口座振替払の人で、口座名義人を変更する場合	・変更後の口座番号の分かるもの（預金通帳等） ・金融機関の届出印		
□	軽自動車等の所有者だった	【廃車の場合】 <input type="checkbox"/> 原動機付自転車（125cc以下）、ミニカー、小型特殊自動車	・志木市のナンバープレート ・標識交付証明書 ・届出に来られる人の身分証明書	相続から15日以内	2階 ④課税課
		【親族が相続する場合】 <input type="checkbox"/> 原動機付自転車（125cc以下）、ミニカー、小型特殊自動車	・標識交付証明書 ・相続する人の身分証明書 ・同世帯以外の親族の場合は、相続人であることが分かる書類の写しが必要です。		
		【第三者に譲渡する場合】 <input type="checkbox"/> 原動機付自転車（125cc以下）、ミニカー、小型特殊自動車	・譲り受ける第三者へ、譲渡証明書をお渡しください。 ※市役所への手続きは、譲り受けた人が行います。		
		<input type="checkbox"/> 二輪の軽自動車（125cc超250cc以下）、二輪の小型自動車（250cc超）	埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所へお問い合わせください。		
		<input type="checkbox"/> 軽自動車（三輪・四輪）、二輪の被けん引車	軽自動車検査協会埼玉事務所所沢支所へお問い合わせください。		
□	建物(未登記)の所有者だった	<input type="checkbox"/> 未登記家屋名義変更届		相続人が確定後、速やかに	

※被相続人の税金は、被相続人がお亡くなりになっても、相続人が納める必要があります。

なお、相続放棄をする際は、その旨を収納管理課へご連絡ください。

※固定資産税は、登記所へ相続の登記を行うと、納税通知書の名義が変更されます。

◇ご家族がお亡くなりになったときの、市役所での主な手順のご案内です。

◇各世帯の状況等により必要な手順は異なりますので、詳細については各担当窓口へお問い合わせください。

欄	手続きが必要な人	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点等	担当窓口
---	----------	--------	-----------	---------	------

8. 児童・子どもに関すること

□	児童手当を受給していた	◇受給者が亡くなったとき □未支払児童手当請求 □新規申請	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当対象児童名義の振込先金融機関口座の分かるもの 新たに受給者になる保護者名義の口座 	速やかに ※ご家庭の状況により申請書類が異なりますので、担当窓口にお問い合わせください。	1階 ④子ども支援課
		◇児童が亡くなったとき □消滅届 □額改定届			
□	子ども医療費を受給していた	◇受給者が亡くなったとき □新規申請 □変更届	<ul style="list-style-type: none"> 新たに受給者になる保護者名義の口座 対象児童の健康保険証等 子ども医療費受給資格証 	速やかに ※ご家庭の状況により申請書類が異なりますので、担当窓口にお問い合わせください。	
		◇児童が亡くなったとき □変更届	<ul style="list-style-type: none"> 子ども医療費受給資格証 		
□	児童扶養手当を受給していた又は受給していないが子どもの父母が亡くなった	◇受給者が亡くなったとき □資格喪失届		速やかに ※ご家庭の状況により申請書類が異なりますので、担当窓口にお問い合わせください。	
		◇18歳未満（障がいのある20歳未満）の子どもの父母が亡くなったとき □新規申請	<ul style="list-style-type: none"> 年金手帳等（新規申請者） 公的年金に関する書類 		
		◇児童が亡くなったとき □資格喪失届 □額改定届			
□	ひとり親家庭等医療費を受給していた	◇受給者が亡くなったとき □変更届	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親医療費受給者証 	速やかに ※ご家庭の状況により申請書類が異なりますので、担当窓口にお問い合わせください。	
		◇児童が亡くなったとき □変更届	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親医療費受給者証 		
□	保育園、学童保育クラブ、幼稚園、無償化の対象施設などを利用していた	◇世帯員が亡くなったとき 世帯員変更の届出 ◇児童が亡くなったとき 退園（所）届		速やかに	1階 ③保育課

◇ご家族がお亡くなりになったときの、市役所での主な手順のご案内です。

◇各世帯の状況等により必要な手順は異なりますので、詳細については各担当窓口へお問い合わせください。

欄	手続きが必要な人	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点等	担当窓口
---	----------	--------	-----------	---------	------

9. 障がい福祉に関すること

<input type="checkbox"/>	障害者手帳を持っていた	<input type="checkbox"/> 障害者手帳の返還届	<ul style="list-style-type: none"> 手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳） 		
<input type="checkbox"/>	障がい福祉サービスを受けていた	<input type="checkbox"/> 受給者証の返還 <input type="checkbox"/> 変更喪失届	<ul style="list-style-type: none"> 受給者証（重度心身障害者医療費受給者証、障がい福祉サービス受給者証、自立支援医療費受給者証） 相続人代表者となる人の振込先金融機関口座が分かるもの 重度心身障害者医療の対象者で受給者及び相続人代表者が市内同一世帯以外の方は、受給者との関係（親子、兄弟等）がわかる書類（戸籍謄本のコピー） 		1階 ◎共生社会推進課
<input type="checkbox"/>	手当を受給していた	<input type="checkbox"/> 手当の資格喪失届 <ul style="list-style-type: none"> 重度心身障がい者手当 特別障がい者手当等 特別児童扶養手当 	<ul style="list-style-type: none"> 相続人代表者となる人の振込先金融機関口座が分かるもの 受給証明書（特別児童扶養手当） 重度心身障がい者手当の対象者で受給者及び相続人代表者が市内同一世帯以外の方は、受給者との関係（親子、兄弟等）がわかる書類（戸籍謄本のコピー） 		
<input type="checkbox"/>	埼玉県心身障害者扶養共済制度に加入していた	<input type="checkbox"/> 保護者が亡くなったとき <input type="checkbox"/> 障がいのある人が亡くなったとき	担当課にお問い合わせください。		

◇ご家族がお亡くなりになったときの、市役所での主な手順のご案内です。

◇各世帯の状況等により必要な手順は異なりますので、詳細については各担当窓口へお問い合わせください。

欄	手続きが必要な人	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点等	担当窓口
---	----------	--------	-----------	---------	------

10. 上下水道に関すること

□	水道使用者や名義人だった	使用者名義の変更	電話で受付ができます。		水道庁舎 水道サービス窓口 ☎048-473-1299
		水道の使用を中止する	電話で受付ができます。		
		口座振替払の人で、口座名義人を変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> 変更後の口座番号が分かるもの（預金通帳等） 金融機関の届印 	<ul style="list-style-type: none"> 水道庁舎へお越しください。市役所では、受付できません。 郵送による手続きもできます。まずは、お電話で口座振替依頼書の送付を依頼してください。 	
		クレジット払いの人で、登録済のクレジットカードを変更する場合	クレジットカードの変更は F-REGI公金支払いにて、お手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> 水道使用者名義の変更をしてください。 	

11. いろは健康ポイントに関すること

□	いろは健康ポイント事業に参加していて活動量計を持っていた	活動量計の返還	<ul style="list-style-type: none"> 活動量計 	活動量計が見つからない場合はその旨をご連絡ください。	2階 ⑥健康政策課
---	------------------------------	---------	--	----------------------------	--------------

12. デマンド交通に関すること

□	デマンド交通の利用登録証を持っていた	利用登録証の返還	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった人の利用登録証 	窓口に持参できない場合は、速やかに都市計画課にご連絡ください。	3階 ①都市計画課
---	--------------------	----------	--	---------------------------------	--------------

13. 市営住宅に関すること

□	市営住宅の入居権利者が亡くなり同居者がいる	市営住宅入居権利者地位承継承認申請書（同居者が引き続き入居する場合）	<ul style="list-style-type: none"> 入居権利者の死亡の事実を証する書類 申請者と入居権利者の関係を証する書類 申請者の収入の額を証する書類 	事実発生後30日以内	3階 ③建築開発課
		市営住宅入居請書（地位承継承認後の提出）		地位承継承認後、直ちに提出 ※指定様式がありません。詳細は、建築開発課にご連絡ください。	
		市営住宅明渡し届（同居者が転居する場合）		明渡し日の10日前	
□	市営住宅の入居権利者が亡くなり同居者がいない	市営住宅明渡し届		明渡し日の10日前	
□	市営住宅の同居者が亡くなった	市営住宅同居者異動届		事実発生後30日以内	

◇ご家族がお亡くなりになったときの、市役所での主な手順のご案内です。

◇各世帯の状況等により必要な手順は異なりますので、詳細については各担当窓口へお問い合わせください。

☑欄	手続きが必要な人	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点等	担当窓口
----	----------	--------	-----------	---------	------

14. 旅券（パスポート）に関すること

<input type="checkbox"/>	旅券（パスポート）を持っていた	旅券（パスポート）の返納 ※有効期限内の場合	・有効期限内の旅券（パスポート）	希望があれば穴をあけて返却します。	市民サービス ステーション パスポートセンター ☎048-473-3988
--------------------------	-----------------	---------------------------	------------------	-------------------	--

15. お住まいだった住宅に関すること

<input type="checkbox"/>	相続予定の住居にお住まいになる方がいない人 （戸建住宅に一人世帯で住んでいた人）	今後空き家となる恐れがあることから、住居の適正管理等についての冊子をお渡しします。	なし	不動産無料相談会 （毎月第3木曜日、午前10時～12時）もご利用ください。	2階 ⑧環境推進課
--------------------------	---	---	----	--	--------------

16. 市営墓地に関すること

<input type="checkbox"/>	市営墓地の使用許可を受けていた人 （墓所、個別収蔵施設、共同埋蔵施設、ペット共同埋葬施設）	使用者の承継（名義変更）	・市営墓地墓所等使用許可証 ・戸籍謄本 ・住民票の写し（承継する人が市外在住の場合）	納骨にあたり、後日手続きが必要です	2階 ⑧環境推進課
--------------------------	--	--------------	--	-------------------	--------------

17. 犬の飼い主に関すること

<input type="checkbox"/>	犬の飼い主として登録していた人	飼い主の登録事項の変更	犬の登録番号が分かるもの （鑑札等）		2階 ⑧環境推進課
--------------------------	-----------------	-------------	-----------------------	--	--------------

18. 相続手続のための相談窓口に関すること

	相談内容	日程及び備考	担当窓口
<input type="checkbox"/>	法律相談（遺産分割・相続放棄など） 【要予約】	<ul style="list-style-type: none"> 相談者は志木市在住者のみ 毎週水曜日（第1・4・5週目） 相談時間：9時30分～正午 <p>1人30分、5枠</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談者は志木市在住者のみ 毎週水曜日（第2・3週目） 相談時間：9時30分～正午 13時～15時30分 <p>1人30分、10枠</p>	1階 ①総合窓口課 ☎048-473-1495
<input type="checkbox"/>	税務相談（相続税など） 【要予約】 <u>※申告書の作成・税に関する計算はできませんのでご注意ください。</u>	<ul style="list-style-type: none"> 相談者は志木市在住、在勤の者 毎月第2木曜日 ※祝日にあたるときは翌開庁日に実施 相談時間：13時～16時30分 <p>1人30分、7枠</p>	2階 ④課税課 ☎048-473-1126

◇ご家族がお亡くなりになったときの、市役所での主な手順のご案内です。

◇各世帯の状況等により必要な手順は異なりますので、詳細については各担当窓口へお問い合わせください。

☑ 欄	手順が必要な人	手順の内容	手順に必要なもの	期間・注意点等	担当窓口
--------	---------	-------	----------	---------	------

19. その他市役所以外での手続き

◇お亡くなりになった人によって、必要な内容は異なりますので、あくまでも参考としてご覧ください。

なお、詳細については各手順窓口にお問い合わせください。

☐	土地や建物の所有者 だった（登記）	・相続登記	・お近くの法務局にお問い合わせ ください。	・相談を希望する場 合は予約が必要です。 （事前にお電話で予約 が必要です。）	相続する土地や建物を管轄する法務 局 ※令和6年4月1日より相続登記の 申請が義務化されました。 <管轄する法務局検索>☞ さいたま地方方法務局 管轄 検索
☐	公共料金などの名義 人だった	・各名義変更手続			各公共料金事業者など

<メモ欄>

20. おくやみ窓口に関すること

◇ご遺族の不安や負担を少しでも軽減できるよう、市では「おくやみ窓口」を開設しており、市役所での手続きをワンストップで行えるよう、支援をおこなっております。

☑ 欄	権	権
<p>ご利用方法【要予約】</p> <p>おくやみ窓口は、予約制となります。次の方法でご予約ください。</p> <p>※死亡届提出後、故人の住民票や戸籍謄本に情報を反映するのに時間がかかりますので、7～10日後を目安にご予約ください。</p> <p>○電話で予約する</p> <p>予約（問合せ）電話番号 048-473-1495</p> <p>受付時間 平日午前9時から午後4時30分まで</p> <p>○電話予約の際は、次の事項をお伺いしますので、ご準備ください。</p> <p>お亡くなりになられた方の氏名・生年月日・住所等</p> <p>窓口に来られる方の氏名・住所・続柄・電話番号</p> <p>○【予約枠】各時間、1組の受付となります。</p> <p>午前10時00分～ 午後2時00分～</p> <p><注意事項></p> <p>※手続き内容によっては、後日、直接担当課へお越しいただく場合があります。</p> <p>※いままでどおり、ご自身が各部署で直接手続きしていただくこともできます。</p>		1階 ①総合窓口課 ☎048- 473-1495